

# 登録申請書

収入印紙又は証紙は  
 貼り付け欄（消印してはならない）  
 ただし、東京都知事登録に  
 あっては、**現金納入**です。

登録の種類	新規・更新・登録換え	※登録番号	国土交通大臣 知事登録（ ）第 号
		※登録年月日	年 月 日

不動産の鑑定評価に関する法律 ~~第22条第3項~~ ~~第26条第1項~~ 第22条第1項の規定による不動産鑑定業者  
 の 登録 の申請をします。  
~~登録換え~~

令和 ○年○月○日

申請者の住所  
 及び氏名

新宿区四軒目2-0-1  
 ○○不動産鑑定株式会社  
 代表取締役 東京 太郎  
 03-5320-XXXX

地方整備局長  
~~北海道開発局長~~  
 東京都 知事 殿

電話番号を記入

法人の場合：  
 商業登記簿謄本上の本店所在地  
 ・会社名・代表者名  
 個人の場合：  
 主たる事務所の所在地・事務所  
 名称・個人名

ふりがな 名称又は商号	まるまるふどうさんかんてい かぶしきがいしゃ ○○不動産鑑定 株式会社
登録申請者 ふりがな 氏名	だいひょうとりしまりやく とうきょう たろう 代表取締役 東京 太郎

役員 の 氏 名 及 び 役 名 監査役は記入不要

ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名
とうきょう たろう 東京 太郎	代表取締役		
あずま はなこ 東 花子	取締役		

申請時の登録 国土交通大臣 知事 登録（ ）第 号（ 年 月 日登録）

(第二面の備考を参照のこと)

(第二面)

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事務所		専任の不動産鑑定士の ふ り が な 氏 名
名 称	所 在 地	
(主たる事務所) 〇〇不動産鑑定株式会社	新宿区西新宿 2-8-1	とうきょうたろう 東 京 太 郎
(1) (従たる事務所)	鑑定業を行う主たる事務所の所在地	〔登録申請者がみずから 実地に不動産の鑑定 評価を行う〕
(2)		
(3)		法人、個人とも申請者が専任 不動産鑑定士となる場合は 必ず記入
(4)		
(5)	従たる事務所欄は、鑑定を行う従たる 事務所がある場合に記入	
(6)		
(7)		

備 考

- 1 ※印欄は記入しないこと
- 2 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 3 不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 4 第22条第1項、第22条第3項、第26条第1項の文字のいずれか2つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。
- 5 「新規」及び「登録換え」で国土交通大臣の登録を受けようとする者（不動産鑑定士を除く。）は、第三面に登録免許税の領収証書をはり付けること。その他の者は、第一面の収入印紙又は証紙はり付け欄に所要額の収入印紙又は証紙をはり付けること。

(第三面)

**国土交通大臣登録のみ使用**

各郵便局、銀行窓口にある「登録免許税の納付書」  
により浦和税務署あてに9万円を納付した後、  
領収証書(原本)を貼付する。

登  
録  
免  
許  
税  
納  
付  
書  
・  
領  
収  
証  
書  
は  
り  
付  
け  
欄